

家事調停のしおり

(夫婦関係調整)

金沢家庭裁判所

家庭裁判所の調停(家事調停)とは？

夫婦，親子，親族などの間のもめ事について，裁判官と調停委員が間に入り，非公開の場で，それぞれから言い分をよく聴きながら，話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判（訴訟）とは異なります。

調停のすすめ方

- * 調停は平日で，おおむね1回2時間程度です。
- * 当日は，調停委員が中立の立場で，それぞれから話をうかがいます。原則として，話は別々にうかがい，一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが，調停の成立時や期日の終了時等，必要に応じて同席いただく場合もあります。
- * 調停委員には秘密を守る義務がありますので，調停の内容が当事者以外の外部に漏れることは一切ありません。安心してお話しください。
- * 調停の結果，話がまとまった場合は調停成立となり，合意ができた内容を記載した調停調書が作成されます。調停調書に記載された内容は，裁判の判決と同じ効力を持ちます。
話がまとまらない場合は調停不成立となり，手続は終了します。

(お願い)

- * 調停を続けるときは，次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。次回調停はだいたい1か月から1か月半ほど先になりますので，1回の調停を有効に使っていただき，**決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また，調停当日には，1か月から2か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。**
- * あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は，電話ではなく，**できるだけ書面に書いて調停期日前に提出してください。**
- * 書面を提出するときは，**「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。**あなたが裁判所に提出された書面は，**反対当事者が閲覧・謄写をする可能性があります。**そのため書面の中に反対当事者（あなたが申立人なら相手方，あなたが相手方なら申立人）に知られたくない部分（例えば給料明細書の勤務先など）がある場合の取扱いは，**「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」**に書かれていますので，**これをお読みください。**
- * **調停にお子さんをお連れになることは控えてください。**やむを得ないときは，調停の間，お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いします。
- * 調停においては**録音が禁止**されていますので，録音機の持ち込みはご遠慮ください。

参考

調停は離婚のみを目的とするものではありませんが、もし円満な解決が困難となり、離婚を考えることになった場合に参考にしてください。

離婚には主に次の方法があります

- 協議離婚** 夫婦は、お互いに話し合って離婚することに合意した場合は、市役所や町役場に離婚届出書を提出することによって、離婚することができます。
- 調停離婚** 夫婦間で協議がまとまらないとき、家庭裁判所で調停をし、合意に至り、そのことが調停調書に記載されたときに離婚が成立します。
- 裁判離婚** 調停でも解決できない場合、改めて「人事訴訟」という離婚請求の裁判を起こすことができます。ただし、離婚請求が認められるためには、法律で決められている離婚原因のあることが必要です。

親権者の指定 父母には、未成年の子を一人前の成人となるように監護教育し、子の財産を管理する権利義務があります。

申立人と相手方の間に、未成年の子がある場合には、離婚と同時に親権者を決めなければなりません。

離婚時におけるその他の付随事項

調停において、離婚に付随して、夫婦の財産関係を清算したり（財産分与）、慰謝料の取り決めをしたり、子の養育費・子との面会交流の取り決めをすることもできます。（なお、これらについては、離婚した後、家庭裁判所に調停や審判、訴訟等の申立てをすることもできますが、財産分与や慰謝料については、離婚から一定期間が過ぎると請求できなくなる場合がありますので、注意が必要です。）

財産分与	夫婦が婚姻中に協力して蓄積した財産がある場合には、離婚をするときにその清算を求めることができます。
養育費	父母は、未成年の子に対して、自分の生活と同じ程度の生活レベルを確保してあげる必要があります。そのため、離婚後、子を育てる親は、子にかかる養育費を他方の親に対して請求することができます。
面会交流	別居や離婚によって、子と一緒に住めなかったり、子に会えない親は、子と定期的に会ったり、子との交流や接触を他方の親に求めることができます。子の福祉によく配慮して取り決める必要があります。
慰謝料	離婚に伴う精神的苦痛を償うための損害賠償請求です。

離婚が成立するまで

婚姻費用の分担 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して婚姻から生じる費用を分担することとされています。別居中であっても婚姻費用の分担を他方に求めることができます。

法律相談等を行う公的機関

- 1 法テラス石川** 050-3383-5477 金沢市橋場町1-8
（資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や、弁護士費用の立替を受けることができます。） 電話受付時間 平日 午前9時～午後5時
- 2 法テラスコールセンター** 0570-078374
（法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。）
受付時間 平日：午前9時～午後9時 土曜：午前9時～午後5時